

1. テレワークと安全配慮義務

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からテレワークが叫ばれて久しいです。思い起こせばこの新型コロナ関連の話よりも前に、東京オリンピックの開催がいよいよもうすぐという頃、都内の渋滞緩和と交通混雑防止の観点でテレワークを進める動きがありました。遅々として進まない中、降って湧いた新型コロナウイルス感染症拡大により昨年の春に一気にテレワークが進みました。ですがこのところの東京都内の状況は昨春の一気に進んだ状況よりはだいぶ通勤が増えているような気がします。テレワークの対象者が様々な要因で絞られているのが原因かと想像され、会社側がテレワークを躊躇する理由の一つに労働者の安全配慮義務を履行できないことを挙げる方がいます。

確かに、労働者が自宅で仕事をしているからといって会社の安全配慮義務が免責されるわけではありません。ただ、労働時間を捕捉できない状況を放置しているとか、事故が起きたことすら会社が捕捉できないというような、会社が負う安全配慮義務に対し何も考慮していなかったという場合は問題ですが、少なくとも業務開始と終了の際はオンライン上でも顔を合わせる、テレワークについて物心両面の体制・制度の整備を続けているなど、「組織」としての取り組みがあれば安全配慮義務を全く履行していなかったと判断されることはないと考えます。

新型コロナウイルス感染症との関わりはまだしばらく続きそうです。昨春のテレワークは緊急的にとりあえず始めた会社も多いと思います。やっぱり前のように会社に来てもらった方がやりやすいという考えもあるかもしれませんが、テレワークもブラッシュアップし続けていくことが多様な働き方への一つのアプローチになると思います。

2. 外国人労働者の人事・労務支援ツール

今年の3月30日に、厚労省より、外国人労働者の人事・労務支援のための3つのツールが公開されました。これは、外国人労働者の多国籍・多言語化に対応して労働条件等を説明すること、また、文化の違いがある中で職場のルールがなぜそうなっているかを理解してもらうことを目的として作成され、ツールは「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」「雇用管理に役立つ多言語用語集」「モデル就業規則やさしい日本語版」です。

ポイント・例文集では、採用、賃金、労働時間及び休暇やハラスメント、在留資格など9つのカテゴリと好事例を掲載しており、ポイントの説明では、各項目について日本における雇用慣行と一般的な外国の文化や外国人の考え方、これらを踏まえた注意点、外国人の方への説明文例が挙げられています。改めてみますと、文化や雇用慣行の違いが生じている部分が意外な気づきになるものと思われれます。多言語用語集は、英語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、中国語(簡体字と繁体字)、ポルトガル語、ネパール語、スペイン語の9言語と平易な表現としふりがなを付したやさしい日本語の10言語について、①用語、②定義、③例文が掲載されています。こちらは、例えば「試用期間」「固定残業代」「源泉徴収」「国民年金保険」「無断欠勤」「セクハラ」「離職票」など労務管理の現場で使用される単語について11のカテゴリと五十音順に検索することができます。モデル就業規則は、一般的な就業規則の条文に平易な日本語を併記したも



のとなっています。これらの3つのツールは全般的な労務管理のシーンに対するものですが、そのほか経験年数の少ない未熟労働者向けの安全衛生教育マニュアルも、上記のツールほどの多言語ではありませんが、外国人労働者向けのものが厚労省より発行されています。外国人労働者の雇用管理に是非お役立て下さい。

厚生労働省：外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

連日のコロナ患者数の推移のニュースの中に、大谷翔平選手の活躍という日本にとっての光となるニュースが毎回楽しみです。予防接種が早く進むことを祈っています。(秋山)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡